

## 涼みどころに係る協定書(例)

〇〇（以下「甲」という。）と岩手県奥州市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の「涼みどころ」について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、当該施設の涼みどころとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

### （協定の目的となる涼みどころ）

第3条 この協定の目的となる涼みどころ（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 名称

●●センター

二 所在地

奥州市〇〇1-1-1

### （供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

### （開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

一 開放する曜日

曜日～ 曜日（例）月曜日～土曜日

二 開放する時間帯

午前 時～午後 時（例）午前10時～午後5時

三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

人（例）5人

(施設の管理)

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、涼みどころとして住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 乙は、岩手県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。

- 2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

(変更の協議)

第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和8年 月 日から令和9年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれから

も協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(利用者報告)

第 11 条 甲は、乙が定める期間毎において、利用者の報告をすることとする。

(指定取消及び協定解除)

第 12 条 乙は、公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、乙が不相当と認めた場合は涼みどころとして指定を取り消し、本協定を解除することができる。

(協議)

第 13 条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 氏名  
住所

乙 奥州市長 郷右近 浩  
奥州市水沢大手町一丁目1番地